

さとの家にわせ 重要事項説明書
(小規模多機能型居宅介護 及び 介護予防小規模多機能型居宅介護)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 第3390102162号)

明朗・傾聴・挑戦



社会福祉法人 まこと会

当事業所はご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りに説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 まこと会
(2) 法人所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上加茂517-3
(3) 電話番号 0867-34-0034
(4) 代表者氏名 理事長 小澤美恵子
(5) 設立年月日 昭和51年9月30日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所種類 小規模多機能型居宅介護 平成29年10月1日指定
介護予防小規模多機能型居宅介護 平成29年10月1日指定

(2) 事業所の目的

利用者様が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて最もふさわしいサービスを提供する。

- (3) 事業所の名称 小規模多機能さとの家にわせ
(4) 事業所の所在地 岡山県岡山市北区庭瀬1054番地3
(5) 電話番号 086-236-6771
(6) ファクス番号 086-236-6772
(7) ホームページ <https://makotokai.okayama.jp>
(8) 管理者氏名 濱名俊幸
(9) 開設年月日 平成29年10月 1日
(10) 利用定員 登録定員29名（通いサービス18名 宿泊サービス9名）

(11) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
一人部屋	9室	洋間7部屋、和室2部屋、ベッド7台、エアコン完備
合計	9室	
居間	1室	食堂と兼用
食堂	1室	居間と兼用
台所	1室	
浴室	1室	一般浴、チェアリフト浴可能
消防設備		火災報知機、煙探知機、スプリンクラー

※上記は厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

※その他、車椅子が入れるトイレを3箇所設置しています。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

吉備中学校区

(2) 営業日及び営業時間

①営業日 1年を通じて毎日営業する

②通いサービス 午前6時～午後9時

③宿泊サービス 午後9時～午前6時

④訪問サービス 24時間

※受付・相談については通いサービスの営業時間と同じです。

4. 職員の配置状況

利用者様に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和2年7月1日現在

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	常勤換算	備 考
1. 管理者	1名	—	1名	1名	兼介護職員
2. 介護支援専門員	2名	—	1名	2名	兼介護職員
3. 看護職員	1名	3名	1名	2.8名	
4. 介護職員	7名	4名	10名	10.4名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した（割り算した）数です。

（例）週に8時間勤務の職員が5人いる場合、常勤換算では
1名【(8時間×5人)÷40時間=1名】となります。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	主な勤務時間： 8：30～17：30
2. 介護支援専門員 看護職員 介護職員	主な勤務時間： 7：30～16：30（早出） 8：30～17：30 10：00～19：00（遅出） 16：00～翌9：30（夜勤）
	その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

【サービスの概要】

(1) 日常生活支援

介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて立案を行い、ご本人様及びご家族様の同意に基づいて作成します。
通いサービス	<p>・事業所において食事や入浴、排泄等のサービスを提供します。</p> <p>食事 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～ 食事は原則として食堂にておとりいただきます。ただし、食堂以外の希望及び体調不良時には個室等にて召しあがることも可能です。食事サービスの利用は任意です。</p> <p>入浴 入浴の介助を行います。 但し、心身の状態に応じて清拭や中止させていただく場合があります。入浴サービスの利用は任意です。</p> <p>排泄 心身の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた支援を行いません。</p> <p>機能訓練 日常動作訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。</p> <p>健康管理 血圧測定等を行い、全身状態の把握を行います。</p> <p>送迎 ご希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。</p>
訪問サービス	<p>・自宅を訪問し食事や入浴排泄等のサービスを提供します。</p> <p>・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。</p> <p>・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。</p> <p>医療行為 金銭または高価な金品の授受 飲酒及び同意なしに行う喫煙 宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為</p>
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等のサービスを提供します。

(2) 余暇活動支援

趣味活動	書道、編み物等、おおむね週1回の活動を行います。
行事	節分、七夕、クリスマス会等の季節行事を行います。

(3) ご家族様との交流・地域との交流・その他

ご家族懇談会	年に1回以上、当施設にて行います。(事前にお知らせいたします)
会報の発行	当法人の広報紙を年2回(2月、7月)発行しご家族にお渡しします。
行事への参加	事業所が実施する行事には、是非一緒にご参加ください。 (事前に連絡し参加人数を確認する場合があります)
ボランティア	各行事等、様々な活動でボランティアのご協力をいただけるよう、ボランティアの受付を随時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉及び栄養専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供しています。
面会時の 会食サービス	面会時に一緒に食事ができるよう、会食サービスを行っています。(前日までの申込みで1食620円になります)

【サービス利用料金】

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象にならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (別添(1)参照)

- ・利用料金は、通い・訪問・宿泊(介護費用分)を含んだ1ヶ月ごとの包括費用です。
- ・別紙料金表によって、要介護度(要支援度)に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担)をお支払いください(サービス利用料金は要介護度(要支援度)に応じて異なります)。
- ・月ごとの包括料金ですので、体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護サービス計画(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画)に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護サービス計画(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画)に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はしません。
- ・月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を差します。

登録日・・・利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく実際に通い、訪問、
宿泊のいずれかのサービスを利用開始した日

登録終了日・・・利用者様と事業所の利用契約を終了した日

- ・介護保険要介護（要支援）認定申請をしている場合は、未認定の場合でもサービスを利用することができます。その場合は、介護保険サービス費の全額をお支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

「サービス提供証明書」を岡山市の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く全額が支払われます。

- ・提供する食費及び宿泊に係る費用を別途いただきます。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。
- ・ご本人様の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

（２）介護保険の給付対象にならないサービス（別添（１）参照）

以下について、利用料金の全額がご契約者様の負担となります。

- ・食費、居住費（宿泊時）、理美容サービス、おしめ代（別紙料金表参照）
- ・通いサービス時に衣類等の洗濯をした場合 １回につき１００円
- ・ご希望に基づいて特別な食事（酒を含む）を提供します。

＜利用料＞ 要した費用の実費

- ・複写物の交付 １枚につき１０円

※サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます

- ・衣類など身の回り品や嗜好品について、ご利用者様及びご家族様が自ら購入が困難である場合には、購入の代行をいたします。（購入代金のみ実費）

＜その他＞

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明いたします。

【利用料金のお支払い方法】

（１）（２）の料金・費用は、当月分を精算し、翌月１０日までに請求いたします。下記方法にてお支払いください。

- ① 指定口座への振込（振込手数料をご負担いただきます）

② 窓口での現金支払い

9：00～17：00（日祝年末年始除く・釣銭の要らないようにお願いいたします）

③ ゆうちょ銀行での引落（ご利用の場合は申し込み用紙があります）

【利用について】

（1）利用について

① 岡山市より要介護（要支援）認定を受けた方で、当事業所指定の利用申込書に必要事項を記入しお申込みください。

② 利用前に事前面接（家庭訪問等）を行います。

③ 当事業所での受け入れが決定した場合は契約となります。

※ 契約の有効期限は介護保険認定期間と同じです。

但し、引続き認定を受け、利用者又はご家族から契約終了の申出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

（2）利用の中止・変更・追加

① 小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者様の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

② 利用の前日までに、利用者様の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則として、サービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。

（3）契約の終了について

① 利用者は申し出ることにより、この契約を解除することができます。

② 事業所は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

2) 利用者が、事業所や事業所職員又は他の職利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合

③ 利用者が要介護（要支援）認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

④ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

2) 利用者が死亡した場合

3) やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合

6. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 火気の取り扱い

- ・原則禁止です。
- ・喫煙は指定された場所以外ではできません。

(2) 食べ物・飲み物のお持ち込み

- ・事故、食中毒の防止のため、必ず職員に申し出てください。
- ・季節と飲食物（生もの等）によっては持ち込みをお断りする場合があります。
- ・無断での飲酒はご遠慮ください。

(3) 持ち込み品について

- ・持ち物には必ず名前を書いてください。
- ・ペットや危険物のお持ち込みはご遠慮下さい。

(4) 金銭・貴重品の管理

- ・現金や貴重品につきましては、原則、持ち込みはご遠慮ください。万一紛失の事態となっても、当事業所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・事情により、やむを得ず管理を希望される方はお申し出ください。ただし、高価な貴重品や大金については管理をお断りさせていただきます。

(5) 宗教活動

- ・個人の信仰については自由です。ただし、他の利用者様への迷惑の無い範囲でお願いいたします。

(6) 禁止事項

- ・当事業所では、多くの方に安心して過ごしていただくために、「営利行為」「特定の政治活動」「宗教の勧誘」は禁止いたします。
- ・けんか、口論、泥酔、とばく等他人の迷惑になるような行為は禁止いたします。

(7) その他

- ・事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- ・事業所は構造上共同生活の場となっております。むやみに他の利用者の部屋等へ立ち入らないようにしてください。
- ・災害に備え、年に何度か避難訓練を実施していますのでご協力ください。

7. 緊急時の対応方法

利用者様の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じる他、事前にお聞きする緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡いたします。

【協力医療機関】

岡山市民病院	所在地 岡山市北区北長瀬表町3丁目20番1号 電話番号 086-737-3000
--------	---

8. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、ご家族、岡山市に連絡させていただきます。
- (2) ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わせていただきます。

9. 非常災害対策

火災、非常災害、その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上の避難訓練、その他必要な訓練等を行います。

10. 守秘義務等

- (1) 職員は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、職員に業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、施設職員の退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に盛り込む。

11. 身体拘束の制限

施設サービスの提供にあたっては利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

12. 人権擁護及び虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための指針を整備する
- 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底する
- 三 虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 四 虐待防止を実施する為の担当者を置く

1 3. 成年後見人制度の利用支援

当事業所は、必要に応じて、成年後見人制度を活用できる支援を行います。

1 4. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情や相談受付

○苦情受付窓口：澤山 敦子

(解決責任者) 濱名俊幸

○第三者委員：竹田利正、高田守弘

○ご利用時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

○ご利用方法：① 電話 086-236-6771

② 面接 きび庭瀬 フリースペース・応接室

③ 意見箱（一階エレベーターホールに設置）

(2) 苦情解決の方法

① 苦情受付

当事業所におけるサービス等に対し、苦情や相談がございましたら、苦情受付窓口（指名担当・解決責任者）及び当事業所職員にお申し出ください。職員への申し出につきましては、職員より苦情担当窓口に報告いたします。

② 苦情受付の報告・確認

受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知いたします。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人、第三者委員の助言や立ち会いを求める事ができます。なお、第三者委員、話し合いの結果や改善事項等の確認を行います。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 9：00～17：00（土日祝を除く）
岡山市役所 保健福祉局 事業者指導課通所事業者係	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 電話番号 086-212-1013 受付時間 9：00～17：00（土日祝を除く）

15. 情報の開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保存いたします。
ご利用者又はそのご家族の申し出により、閲覧をすることができます。

閲覧時間 9:00～17:00

閲覧場所 当事所内

※複写が必要な場合、1枚につき10円の費用が必要です。

16. 運営推進会議の設置

当事業所では、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護のサービス提供の状況について定期的活動状況を報告し、評価を受けるとともに、会議で要望や助言を聴く機会を設けています。

運営推進会議

構成	利用者やその家族 地域住民の代表者 岡山市職員または地域包括支援センター職員 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について 知見を有する者
開催	隔月開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録

17. 事業所への緊急時の連絡先

さとの家にわせ	所在地 岡山市北区庭瀬1054番地3 電話番号 086-236-6771
---------	---

付則

この契約書兼重要事項説明書は平成29年10月1日より施行する。

平成29年12月1日 一部変更（定員変更）

平成30年2月1日 一部変更（定員変更）

平成30年4月1日 一部変更（定員変更）

平成30年10月1日 一部変更（定員変更）

令和2年4月1日 一部変更（管理者・苦情第三者委員の変更ほか）

令和2年7月1日 一部変更（日中時間・人員配置・HPの変更）

令和3年4月1日 一部変更（人権擁護及び虐待防止の一部変更）

令和 年 月 日

小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に
基づき、重要事項の説明をいたしました。

小規模多機能さとの家におせ

説明者職名

氏名

㊞

私は、事業者から提供されるサービス等を受け、それに対する利用料を払うことについ
て、事業者と契約を締結いたします。

また、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始および医
療機関等への個人情報（家族情報）の提供について同意いたしました。

契約者	利用者	氏名	㊞
	身元引受人	住所 氏名	㊞

事業者	事業者所在地	岡山県加賀郡吉備中央町上加茂 517-3
	事業者名	社会福祉法人 まこと会
	代表者氏名	理事長 小澤 美恵子
	事業所所在地	岡山県岡山市北区庭瀬 1054-3
	事業所名	小規模多機能さとの家におせ
	管理者	濱名 俊幸

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）は、下記記載の内容で、事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することに同意します。

		令和 年 月 日		
事業者	住 所	岡山県加賀郡吉備中央町上加茂517-3		
	氏 名	社会福祉法人まこと会 理事長 小澤 美恵子 印		
利用者	住 所			
	氏 名	印		
利用者家族	住 所			
	氏 名	印	続柄	
使用する目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合 ・ 利用者が入院した医療機関との連絡調整に必要となる場合 ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合 ・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合 ・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合 ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合 			
利用期間	サービス提供契約期間に準ずる			
利用条件	<p>個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかる目的以外には使用しません。</p> <p>また、契約期間外においても第三者に漏らしません。</p>			